

日総第100402号
令和5年10月4日

教 育 長
各 主 監
議 会 事 務 局 長
各 所 属 長

} 様

副 町 長 安 田 尚 司

令和6年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第7条の規定に基づき、別紙「令和6年度予算編成方針」により令和6年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。

令和6年度予算編成方針

1 国内経済の動向について

内閣府が発表した8月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、緩やかに回復している」とし、先行きについては「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされています。

政府は、令和5年6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）」において、国内外の環境変化に対応したマクロ経済運営の基本的考え方を示すとともに、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組、デジタルトランスフォーメーション（DX）・グリーントランスフォーメーション（GX）、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示しています。また、少子化のトレンドを反転させるべく、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「こども・子育て支援加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、児童手当の拡充をはじめとした様々な取組を国民に実質的な追加負担を求めることなく、安定的な財源の確保とともに政府を挙げて推進していくこととしています。

これらを踏まえ、令和5年7月25日に閣議了解された「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、①年金・医療等については前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額5,200億円を加算した範囲内、②地方交付税交付金等は「新経済・財政再生計画」との整合性を留意する、③義務的経費は前年度当初予算額の範囲内とし、可能な限り歳出の抑制を図る、④東日本大震災からの復興対策経費については真に必要な事業に重点化、⑤その他経費は前年度当初予算の10%減の範囲内で要求ができることとされています。また、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速への対応など「経済財政運営と改革の基本方針2023」および「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等を踏まえた重要な政策について、⑥「重要政策推進枠」を設けるとされています。

令和6年度においては、これら国の経済財政運営の動向とともに、当町の行財政運営にも大きな影響を与える取り組みを注視し、年間を通じて、国の動きを的確に捉え、時機を逸することなく最大限活用することができるよう取り組む必要があります。

2 地方財政を取り巻く環境について

地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額は、「令和6年度の地方財政の課題」によると、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、こども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化等による個性をいかした地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現、人への投資など、活力ある多様な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、令和5年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

具体的には、「令和6年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」において、地方の歳入は、地方税で43.5兆円（対前年度比 +6千億円（+1.4%））、地方交付税で18.6兆円（対前年度比 +2千億円（+1.1%））の増となっています。結果、地方の一般財源総額は、65.7兆円（対前年度比 +6千億円（+1.0%））の増額となっています（水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源は、62.8兆円（対前年度比 +6千億円（+1.0%））の増額）。

増収とされている地方税は、7月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」による各種指標等を用いて試算されており、名目GDP成長率の上昇を見込んだものとなっていますが、実際の税収は経済情勢によって左右されることから、試算どおりに地方税が伸張する保証はありません。また、地方交付税についても同様に、地方交付税の財源である国税および地方税の増収見込みや厳しい地方財政の現状を踏まえ増額とされていますが、これらの主要な一般財源の増に対して、臨時財政対策債の発行は抑制するとしています。

一方、地方の歳出は、給与関係経費で令和5年度人事院勧告を反映し20.3兆円（対前年度比 +3千億円（+1.8%））と増、一般行政経費で社会保障費等の地方負担増を見込んで42.8兆円（対前年度比 +7千億円（+1.7%））と増、公債費で建設地方債等の償還が減少すると見込んで11.0兆円（対前年度比 △2千億円（△2.0%））とされています。歳出総額は92.9兆円（対前年度比 +0.9%）の微増となっており、水準超経費を除く交付団体ベースの一般歳出についても微増に留まっています。結果として、地方の一般財源は令和5年度とほぼ同水準に据え置かれており、次年度の地方の行政需要増加分も、本年度とほぼ同水準の一般財源で対応しなければなりません。

3 当町の財政状況と収支見通しについて

令和4年度決算では、町税が37億8,411万円、前年度比6,207万円（1.7%）の増となりました。内訳として、町民税が前年度比2,445万円（1.6%）の減、固定資産税が前年度比7,147万円（3.7%）の増となっています。町民税では、個人町民税が増収となった一方、法人町民税は、国際情勢の悪化に伴う原材料価格や物流の高騰などの影響により減収することとなりました。また、固定資産税においては、町内企業等による積極的な設備投資があったことから増収となっており、全体としては回復傾向にあります。しかしながら、税収は景気変動に影響されやすいことから、今後の変動には十分留意する必要があります。

地方交付税は、令和4年度決算で19億5,191万円と前年度比6,335万円（3.1%）の減となりました。これは、基準財政収入額が増加したことが要因であり、景気の動向や算定基準の改正により大きく変動するものであることから、令和6年度の地方交付税が同水準で交付される保証はありません。

歳出では、前年度比5億4,193万円の減となっているものの、年々増加する社会保障関係経費、人件費、更には過去の建設事業に伴う公債費の定期償還元金など義務的経費の増加が目立ち、今後も増加することが予想されます。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、90.8%となり、前年度(81.7%)と比較して9.1ポイント悪化しました。これは、社会保障関係経費や人件費等の義務的経費が増加している一方、地方交付税などの経常一般財源が減少していることが影響しています。そのため、今後においても、自然増が見込まれる社会保障関係経費や償還のピークを迎える公債費、また、人件費の増嵩等、経常的に必要とされる一般財源は増加すると見込まれ、財政状況の硬直化が進むことが懸念されます。

また、令和6年度予算の見通しにおいても、歳入において町税、地方交付税ともに大きな増収は見込めず、歳出では、社会保障関係経費の増額が見込まれるうえ、公共施設の維持管理・改修経費や人件費、地域公共交通の再編等に伴い、必要とする一般財源は約1億5千万円の増と、大幅な増が見込まれています。

このことから、令和6年度当初予算においても、必要な財源に対応するためには財政調整基金等の取崩しを視野に入れなければ編成ができず、引き続き厳しい状況を予測しています。

このため、歳入では、町税や負担金等の徴収率の向上、各種料金の見直し、国・県支出金やその他特定財源の積極的な確保を図るなど、あらゆる創意工夫により財源創出に努めなければなりません。また、歳出においても目的を達成した事業や成果を見出せない事業は積極的に縮小・統合・廃止を進めるなど前例にとらわれない事務事業の見直しや更なる創意工夫により経常経費の縮減に努めなければなりません。

4 財政健全化に向けた取組について

(1) 実質公債費比率について

令和4年度決算の実質公債費比率は、6.3%（昨年度6.5%）となり、前年度と比較して0.2ポイントの減少となりました。今後については、引き続き財政健全化のため、町債の新規発行の抑制や基金の積み立てを実施し、将来負担の軽減に努めます。

(2) 将来負担比率について

令和4年度決算の将来負担比率は、標準財政規模の増加や公営企業および一部事務組合の町債残高の減少、基金積立による充当可能基金の増加により、30.2%（昨年度40.5%）となり、前年度と比較して10.3ポイントの減少となりました。この数値は、早期健全化基準を大きく下回っていますが、引き続き、町債の発行を可能な限り抑制するとともに、やむを得ず借入れをする場合でも交付税措置のある有利な地方債を活用するように努めます。

(3) 公会計の活用について

発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備を特徴とする統一的な基準に基づく財務書類により、総合的な財務情報を把握し、財政の効率化・適正化等に努めます。

特に、公共施設等の老朽化の程度を示す有形固定資産減価償却率は、令和3年度末で73.4%（令和4年度末見込みでは74.8%）となり、類似団体と比較すると老朽化が進んでいる状況です。今後、公共施設等については、その多くが大規模改修の必要な時期を迎えることから、平成29年3月に策定（令和4年3月改定）した日野町公共施設等総合管理計画や施設毎に策定した個別施設計画に基づき、費用の平準化を図りながら、順次、長寿命化対応を実施する必要があります。また、公共施設の適正管理の観点から、資産情報の全体を捉える公会計の活用を図ることにより、計画的な管理に繋げていくよう努めます。

令和5年度は、第6次日野町総合計画の3年目であり、「時代の変化に対応し だれもが輝きともに創るまち“日野”」を実現するため、町の将来発展と持続可能性を両立するための施策に重点的に予算配分を行いました。

令和6年度は、第6次日野町総合計画の4年目となります。予算編成では、実施計画に位置づけられた事業を着実に実施するため、限られた財源の中で効果的・効率的な予算配分を行います。

一方、令和6年度の財政状況は、今年度に引き続き厳しくなることが予測されます。全庁一丸となって戦略的な取組を推進するため、既存事業を大胆に見直ししながら、次に掲げる重点施策に

沿って取り組む事務事業（以下「重点化事業」という。）を基本に、真に必要、緊急かつ有効な事務事業について、適切に予算に反映するものとします。

（１）未来を担うひとづくり

- ・町全体の視点に立った、幼児教育・保育施設の持続可能な体制整備への取り組み
- ・子育て支援の拡大のための学童保育所「さくらんぼ」の拡張、産婦健診の支援の開始
- ・滋賀県で開催される国民スポーツ大会に向けたリハーサル大会等の準備の推進

（２）暮らしを支えるしごとづくり

- ・ふるさと納税制度を通じた地元の特産品振興、地域に根差した地場産業の発展
- ・住宅リフォーム制度の継続等による地域内経済循環の推進と魅力ある商店づくりの促進
- ・体験型観光の推進による地域経済の活性化にむけた取り組み

（３）安心、助け合いのくらしづくり

- ・高齢者や障がいのある方を含め、誰もが地域で居場所を持ち、安心して暮らせるための重層的支援の推進
- ・環境保全との調和により、町が発展できる取組み方針の作成

（４）住みたくなる都市基盤づくり

- ・公共交通の充実による住民の利便性向上、わたむき自動車プロジェクトの推進
- ・近江鉄道の存続に向けた、県や沿線自治体と一体となった支援体制の構築
- ・町道西大路鎌掛線整備、雨水排水事業の継続による社会資本整備の推進
- ・大谷公園の改修工事や石子山トンネルの改修工事をはじめとする公共施設の長寿命化推進

（５）みんなではぐくむ地域づくり

- ・自治体DX推進による住民の利便性の向上と行政事務の効率を図るため、ガバメントクラウド事業の推進
- ・官民を問わず、町の発展のために多様な視野・見方から政策立案のできる人材の登用
- ・住民サービスの向上に繋がる職員の働き方改革、コンプライアンス推進の視点に立った業務改善の取り組み
- ・自主財源の確保のためのふるさと納税制度の活用

6 予算編成の基本方針について

以上の認識のもと、令和6年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとしますので、十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いします。

(1) 予算編成に当たっては、第6次日野町総合計画の実現に向けた政策課題につき、各所属で充分協議を行うこととし、具体的事業においては、実施手法や執行体制を含めて検証したうえで、予算の積算に取り組むこと。

なお、第6次日野町総合計画では、行政と住民との協働の立場の視点による施策展開が基本的な方針となっているので、常にその視点を心掛けて政策立案を行うこと。

(2) 各課とも、自らの政策判断と責任によって事業の必要性・効率性を判断し、既存の事業であっても、住民生活への影響を考慮しつつ、見直しを実施すること。

また、各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ関係課で十分な調整と役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。

(3) 全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業も含めて、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直すこと。また、事業の委託先や実施主体の固定化、補助金や助成金の制度が硬直化していないかなど十分に検討すること。

(4) 新規事業は、先に掲げた重点化事業、第6次日野町総合計画に沿った事業とすること。新規事業の創出や既存事業の拡大は、目標や終期などを設定し、既存事業の廃止・縮小を行った上で要求すること。また、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性の観点からも検討すること。

(5) 予算の積算にあつては、前年度の支出実績によるものではなく、過去の決算状況も検証し、単価や数量などを細部にわたり調査すること。特に、前年度に予算流用を行ったもの、執行率が低いものは内容を精査し、真に必要な額を積算すること。

(6) 国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、安易に一般財源に振り替えず、町にあっても制度そのものを見直すこと。なお、財源として見込めるものは積極的に活用すること。

(7) 歳入にあつては、過去の実績や今後の見通しを分析し、的確な額を見込むこと、使用料や負担金等は、受益に見合った負担となるよう料金設定等を再検討すること。

(8) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（地方交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。

(9) 当初予算は、通年予算として位置づけることから、もれなく年間所要額を的確に見積もること。補正を前提としたもの、事業内容があいまいなものは見積もらない。

やむを得ず補正予算を行う場合、以下の事業のみ対象とする。

ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの

- イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの
- ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算や事業の進捗状況に伴う精算に係るもの
- エ 給与関係経費に係るもの

これらの事項を前提としたうえ、原則として前年度予算額の範囲内で所要額を見積ることとされたい。また、一層の地方財政の自立、地方分権の推進が求められる中、「予算は自治体の政策決定である」ことを肝に銘じ、住民・議会からの要望事項、監査委員会の指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組まれるようお願いします。